

327  
816

立業組合

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始





産業組合

農學士佐藤寛次編

東京成美堂發行

327-846



人の萬物の靈長たる所以

# 産業組合

## 一 産業組合の趣旨

凡そ人の此の世に生れたる上は、衣食住に不足することなく、其の身分相應の生計を立て、父母には孝養を盡し、子孫は之を愛撫して、其の天壽を全うせんことを圖らざるべからず。抑も人が萬物の靈長と稱せらるゝ所以を考ふるに、そは唯才智の萬物に優れたりといふのみにあらず、其の天性忠孝の道を辨へ、信義を重じ、國を立て、家を齊し、身を修めて人の人たる道を盡すが故なり。然るに國を立つる以上は、負擔すべき租税あり、一家を治むるには衣食住

産業組合の趣旨

大正  
5. 6. 26  
内交

## 例言

- 一、本書は師範學校、農業學校等に於て産業組合の要旨を教授する場合に於ける教科書又は參考書たらしむるの目的を以て刊行したるものなり。
- 一、産業組合は中小業者の經濟と道徳との調和發達に最も有力なる仕組にして、時勢の要求と社會の進運とは愈々新組合の設立を必要とし、今や其の數壹萬貳千に近く組合員數百參拾萬を超へ社會の一大勢力たるに至れり。是れ新組合に關する概要を心得置くことの何人にも必要な所以なり。
- 一、本書には出来るだけ多くの註解を加へ以て學生の自修に便し且つ比較的短時間に於て之を講了し得るの便に供せり。
- 一、本書の所々に空地を設けたるは學生をして新しき統計的數字及び地方的郷土的事實の記入を爲さしめ以て新組合事業の了解に便せんが爲めなり。希くは本書に依りて教授せらるゝ教官各位に於て特に此等必要事項指導の勞を執られんことを。

大正五年六月十五日

著者識

常に準備する所  
なかるべからず

●資本及び努力と共に  
生産の三要素と稱せ  
られ、土地、日光、温熱  
空気等の天然物及び  
天然力より成る。  
●天然物に人工を加へ  
生産の爲めに用ひら  
るゝものをいふ。  
●人の精神及び肉體の  
努力をいふ。

の費えあり、親戚朋友に交るにも皆夫々の費用なくては叶はず。加ふるに、天災地變は豫め知るべからず、老病死は何人の身の上にも來るものなれば、此等の費用に對して一日も其の備なきを得ず。故に何人も常に、忠實業に服し、勤儉産を治め、華を去り實に就き、荒怠相誡しめ、自疆息まざるの覺悟を以て奮勵努力すべし。さて如何なる事業を行ふにも、天然資本、努力の三者は之を缺くべからず。田畑にある作物も日光を受けされば成長せず、中耕、除草、肥培に手を悉さざれば實ることなし。されど如何に豊かなる天然の恵あればとて、又如何に屈強の努力を用ひたればとて、若し資本を缺き、其の事業の組織宜しきを得ざるときは、此等の働も其の効なかるべし。ましてや、人文日に就り月に將み、東西相倚り、彼此相濟し、以て其の福利を共にせんとする今日の世に在りては、多くの資本を集め、學術技藝を活用し、精巧なる器具、機械を使用し、巧妙

●莫大の分量を製造するをいふ。

資本を活用する  
の要

なる分業を應用し、大量生産を實行する者こそ愈々富み榮ゆれ、此等を用ふること能はざる者は、世にも人にも後をとり、年來の熟練は之を用ふるに由なく、生活の本據は危うせられ、終には自暴自棄に陥り、徳義は之を顧みるに暇なく、我も人も共に其の弊を受くるに至らむ。寔に資本に乏しく、事業經營の規模小なる者は、抵當とすべき物なければ、資本を借るの途なく、よし借り得べしとするも、利子高くしては、其の負擔に堪ふべくもあらず。又改良の方法を授けらるゝも、之を實地に行ふに必要な機械原料を購入するを得ず、日用品の買入にも高價を仕拂はざるべからず。而もかくして折角作り上げたる生産物は、之を安く賣り出すの止むを得ざる。こと甚だ多きを以て、遂に損益相償はざるに至るべし。是に於て今日の世に處し、低利の資金を得、其の事業の改良發達を圖り、其の所得を増進し、其の生活を裕かならしめ、將來に對する準備を全う

産業組合の趣旨

天は自ら助くる者を助く。  
共同は力を生ず。

するには、何等かの手段を講ずること必要なり。産業組合は、實に之が爲に案出せられたる仕組にして、我が國の礎たり、生産の主力たる中産以下の人々相集まり、互に徳義を守り、各自本分を盡し、自治自助を經とし、共同相助を緯とし、物質上及び精神上の團結によりて、低利の資金を融通し、其の需要品は成るべく之を安く購入し、其の生産物は成るべく之を高く賣り、事業上に必要なる器具機械などの利用を爲し、以て事業の利益を擧げ、人の人たる本分を盡すに足るの資源を養ふを以て主眼とす。而して一組合の力の及ばざる所は、更に組合の組合たる聯合會を組織して、其の目的を達せむことを圖るが故に、小産者と雖も競争の激甚なる社會に處して、能く大資本家大企業者と同一の經濟的地歩を占め、以て文明の惠澤に浴するを得べし。故に産業組合の發達したる地方に於ては、其の屈強の勞力には之に相應する報酬あり、天然の惠み豊かなる

産業組合の効果

大正五年一月一日現在全國産業組合数は左の如し。

- 信用組合 三、〇一五
- 販賣組合 二、三三四
- 購買組合 五、三三五
- 生産組合 一、三三三
- 信用販賣組合 四〇〇
- 信用購買組合 二、五八二
- 信用生産組合 三、九
- 販賣購買組合 四六一
- 販賣生産組合 一、四一
- 購買生産組合 三、七
- 信用販賣購買組合 一、六〇九
- 信用販賣生産組合 九〇
- 信用購買生産組合 五七

土地には、五穀豐饒の幸あり、文明の利器は人々の利用するに任せ、事業の利益は愈々増進すべく、勤儉の美風起りて蓄積の効愈々顯はるべし。若し此の如くならば、何とて家は富まざらん、何とて町村も潤はざらん、國も何とて榮えざることのあるべき。

(本章は主として平田子爵著「信用組合提要」に據る)

二 産業組合の種類

我が國の産業組合には次の如き十五種あり。

- 一、單營組合
- 二、兼營組合
- 三、信用組合
- 四、販賣組合
- 五、購買組合
- 六、生産組合
- 七、信用販賣組合
- 八、信用購買組合
- 九、販賣生産組合
- 一〇、購買生産組合
- 一一、信用販賣購買組合
- 一二、信用販賣生産組合
- 一三、信用購買生産組合
- 一四、信用購買組合
- 一五、信用生産組合

販賣購買生産組合 二三〇  
 信用販賣購買生産組合 九四六  
 計 一一、五〇九  
 組合の目的

更に工作を加へ、若くは生産物を原料として製造することをいふ。

之を組合の組織といふ。

- 一三、信用購買生産組合
- 一四、販賣購買生産組合
- 一五、信用販賣購買生産組合

信用組合は、組合員に其の事業に必要な資金を低利にて貸付し、兼ねて組合員の貯金を取扱ひ、販賣組合は、組合員の生産物を集めて之に加工し又は加工せずして他に之を賣却し、購買組合は、組合員の事業用品又は日用品を購入し、之に加工し又は加工せずして之を組合員に賣却し、生産組合は、組合員の生産物を組合に集めて之に加工して組合員に返戻し、又は組合員をして其の事業に必要な器具、機械、土地などを使用せしむるを以て目的とす。而して前記五乃至一五の組合は、此等組合の二つ以上の目的を以て營む組合なりとす。

組合は又其の債權者に對する組合員の責任負擔の關係に依りて之を區別するときは、無限責任組合、有限責任組合及び保證責任組

① 組合債權者は組合員の一人又は全員に對し一時に又は順次に債務の請求を爲し得

② 之を保證金額と名づけ、組合員毎に其の金額を定むるものとす。此の金額は各組合員同一にても、又差別を設くるも可なり。

合の三となる。無限責任組合にありては組合財産を以て組合の債務を完済すること能はざる場合に、組合員の全員が連帶無限の責任を負擔し、有限責任組合にありては、組合員は其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合にありては、組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て、組合員の全員が其の出資額の外一定の金額迄を限度として責任を負擔す。

産業組合の組織別左の如し。

組織別	年度	
	大正三年末現在	大正四年末現在
無限責任	三、六〇二	三、二〇三
保證責任	二二五	二〇〇
有限責任	七、三三三	六五、七
合計	一一、一六〇	一〇〇〇

### 三 産業組合の設立

産業組合は、組合員の共同に依り資金の貸付、貯蓄の奨励、生産物の販賣、需要品の購入又は生産に必要な設備の利用を爲すが爲めに設立する社団法人なり。社団とは共同の目的を以て集る人の團體にして、法人とは自然人にあらずして権利義務の主體たるものを謂ふ。産業組合は(一)共同の目的を以て結合する人即ち組合員。(二)事業の經營に必要な資金。(三)法人たる組合を管理すべき機關。(四)此等關係を取り極めたる組合員の約束即ち定款の四者より成る。

#### (一) 組合員

産業組合には七人以上の組合員あることを要す。而して組合の定款を以て定めたる資格を有する者は組合の承諾又は總組合

此等の四者を産業組合の要素といふ。  
有限及保證責任組合に加入する場合なり  
無限責任組合に加入の場合なり。

出資は組合員の最大義務の一なり

員の同意を得て、組合員となることを得。

組合員たる資格は組合の種類に依りて異なるべしと雖も、日用品のみを取扱ふ購買組合以外の組合の組合員は、一定の産業を有し、一家を立つる能力あり、且相當の信用あるを要す。

組合員は組合の事業資金を作る爲めに、各一口乃至十口迄の出資を引受け、之が拂込を爲さざるべからず。一口の出資金額は五十圓以下とし、最初十分の一以上の金額を拂込みたる上は、定款に定めたる方法に従ひ、各組合員の分限に應じ、數回又は數十回に分割して拂込を爲すことを得べし。又組合員は出資拂込を終らざるときは、其の受くることあるべき配當金を出資の拂込に充てざるべからず。

組合員は通常六箇月前に豫告して、組合の事業年度末に於て脱退することを得。脱退したる組合員には持分の計算をなし、其の一

定款の規定を以てすれば二箇年まで延長することを得。  
組合財産を或割合に

て組合員に割り當て見たる金額を謂ふ。持分計算の標準に付ては卷末定款例第八條を見よ。

心神喪失の常況に在り、法律上自ら財産を管理するの能力なき者につき裁判所が宣告したるものないふ

大正二年度末調査組合九、三二八の調査數なり

附近組合又は縣郡等の組合につき調査の上記入すべし

部若くは全部の拂戻を爲す。其の他組合員たる資格の喪失・死亡・破産・禁治産及び除名によりて組合員は脱退す。無限責任及び保證責任組合の組合員は、脱退したる後と雖も尙二箇年間は其の責任を負擔せざるべからず。此の期間は、定款又は特別の契約を以て延長するを得べし。是れ組合に對して債權を有する者を保護し、且組合の瓦解を防がんが爲なり。

最近全國産業組合及

組合の職業別組合員數左の如し。

職業別	全國組合		組合	
	員數	割合	員數	割合
農業	八七、二四八		八二・三	
工業	三、二六八		四・〇	
商業	七、七九〇		六・六	
水産業	二〇、三六六		一九	
林業	七六		〇・一	

職業別	員數	割合
雜業	五、二九	五・一
計	一、〇九〇、四七五	一〇〇・〇

(二) 資金

産業組合の資金は (一) 拂込出資金 (二) 積立金 (三) 借入金

(四) 貯金の四者より成る。

拂込出資金 拂込出資金は、組合員の引受けたる出資の内、拂込みたるものを謂ふ。此は組合資金の主要なるものにして、同時に組合の信用の基礎をなすものなり。

積立金 産業組合は、其の基礎を鞏固にし、非常の場合に於ける損失を補填する爲に準備金の蓄積を要す。其の蓄積の法は、其の最低金額を出資總額とし、毎事業年度末に其の剰餘金の四分の一以上を積立つべく、其の上に、新加入の組合員より徴收する加入金、

定款例第十四條乃至第十七條を見よ

定款例第九條乃至第十二條を見よ

出資口數を増加したる組合員より徴する増口金持分の一部を拂戻したるときは、残高は總て此の準備金に積立つるものとす。産業組合は、尙此の外に、損失の填補に充て又は組合事業の爲めに設備したる器具・機械・諸建物の消却、講演會・品評會の開設、町村圖書館の建築、道路の改修、指導標の設置、善行者の表彰、老人の慰安等の費用に充つる目的を以て特別積立金を造るを普通とす。

**貯金** 貯金は信用組合及び其の兼營組合に限りて存する資金なり。此等組合は、努めて組合員の勤儉貯蓄を奨励し、貯金を組合に集めて其の資金を豊富ならしむべし。

**借入金** 産業組合は其の組合員の拂込出資金、積立金、信用組合及び其の兼營組合に在りては貯金を以てするも尙營業資金に不足を感じるときは、組合の信用に依りて借入金を爲すことあり。日本勸業銀行又は府縣農工銀行よりは無抵當にて借入をなすの

① 定款例第一條第一項第一號、及び第四十條を見よ。

② 北海道拓殖銀行は北海道の組合に對し二銀行と略同じ便宜を與ふ。

③ 府縣知事及北海道長官等なり。

④ 年度末に於て一時的に存在するなり。

⑤ 町村内又は附近組合若しくは縣郡等の組合につき調査の上記入すべし。

便宜を有す。然れども漫然と借入金を爲すべきにあらざるを以て、組合は毎年其の總會に於て、其の年度内借入額の最高限度を議決し、之を監督官廳に報告すること、なり居れり。

最近全國産業組合及び 組合の資金左の如し。

大正二年度末全國産業組合資金調

種類	金額	調査組合數	一組合平均	一組合員平均
拂込出資金	一七、一六九、三三五	九、三三六	一、八四〇・六二九	一五、七四〇
積立金	四、六四七、一四九	九、三三八	四九一・一九四	四、〇三二
借入金	三、二四九、一九四	九、三三六	一、三三三・二六四	一一・三三三
貯金	三三、七〇五、八六五	七、八六七	二、八七八・八九九	三五・七〇八
合計	五五、七七一、五九三	—	六、五三〇・八八五	六、九九九
剰餘金	二、二六一、五三二	九、三三六	三、五三三・九三三	三・三三三
信用組合以外 の組合	—	—	二、四二二・四五三	二、〇七四

⑥ 組合資金調

資金の種類	金額	割合	一組合員平均
拂込資出金			
積立金			
借入金			
貯金			
計			

(三) 機 關

組合には、其の意見を定め、其の事務を處理する機關無かるべからず。機關には總會、理事及び監事の三種あり。

●總會 總會には通常總會及び臨時總會の二種あり。通常總會は毎年一回一定の時期に開くものにして、理事之を招集す。臨時總會は通常總會開會時期以外に臨時に招集する總會なり。總會は組合員の大多數の意見を以て、組合の意見と爲す爲め設け

●定款例第二十一條乃至第二十七條參照。

●事故の爲め出席し難き組合員は他の組合員に委任して決議に與ることを得、定款例第二十五條參照。

●株式會社と異なる重要な點なり株式會社の總會に於ては株主に株式の數に應じて投票權を有す。

たる機關なれば、意志機關の名あり。故に組合員は皆總會に出席して、自己の意見を述べ決議に與る權利を有す。此の權利は組合員の出資の多少、責任の輕重に關係なく平等且同一なり。元來産業組合は組合員をして自ら其の事に當り其の利害に任ぜしむる自助自治の趣旨に出でたる仕組のものなれば、總會に於ては組合員互に信用を厚うし、圓滑に事を處するの風に慣れ、且常に組合の事業を見ること自家の事業の如くならしむるを要とす。若し然らずして役員のみ専ら組合事業を掌り、組合員をして與り知らしむること尠なきときは、組合に對する組合員の感情自然に冷淡に流れ、役員に對して猜疑を懷き紛争を生ずることなきを保し難し。總會に於ては、産業組合法規及び定款に定めたる事項、其の他重要な事項につき評議決定し、役員を選擧を行ふ。組合は此の外總會を機とし、地方に於ける各種事業の改良發達を圖らむが爲めに

① 組合を消滅せしむることなり。

② 二組合解散して一組合となる場合と、一組合が解散して他の組合に併合せらるる場合とあり。

③ 定款例第十八條乃至第二十條を見よ。

④ 定款の規定を以てすれば六年までは差支なし。

⑤ 他に常務を有する人が給料を受くることなくして職務に當ることなり。尙定款例第三十一條を見よ。

談話會を催うし、善行者の表彰を行ひ、組合員は勿論其の家族の訓育を爲すべく、又場合に依りては組合員及び其の家族一同各自持寄を以て、新清にして趣味ある會食を行ふも可なるべし。

組合員千人以上を有する組合に於ては、總會に代るべき總代會を設くることを得。總代會は組合の解散及び合併の決議をなし得ざるの外、總會と同一の権限を有す。

⑥ 理事 理事は總會に於て組合員中より選舉せられ、外部に對しては組合を代表し、内に在りては組合の業務執行の任に當る、故に執行機關の名あり。理事の員數は通常三名位とし、其の任期は三年内外を普通とすべし。組合に理事數人ある場合に於ては、定款又は總會の決議を以て、組合長會計係營業主任等の職務を分擔せしむることあり。

理事は監事と共に名譽職を原則とす。但し定款又は總會の決議

を以て之に報酬・賞與又は手當を給することを得。

組合事業の興廢は、多くの場合に於て、理事其の人を得ると否に係る。故に組合員は理事の選任を慎重にすべく、一度當選したる理事も亦、常に組合の爲めに、勤勉誠實熱心忍耐以て其の責を盡すべきなり。

⑦ 監事 監事は監査機關にして、總會に於て選舉せられ、組合財産の狀況及び理事の業務執行の狀況を監査し、若し不整の廉あることを發見したるときは、總會又は監督官廳に報告し、或は其の報告を爲す爲め自ら總會を招集するの權能を有す。又組合と理事の一人又は數人と契約を爲し、又は訴訟を爲す場合には、監事は組合を代表す。

監事の員數は二名位とし、任期は一年を普通とす。

⑧ 組合の理事・監事及び總會開設期左の如し、

⑨ 定款の規定を以て三年位まで延長差支なし。

⑩ 町村内の組合名を記入すべし。

理事氏名	監事氏名	總會開設期
組合長		

四 定 款

産業組合を設立せんとするには地方長官の許可を必要とする外、組合の組合たる所以を表明すべき重要な基礎事項は之を定款に定めざるべからず。而して地方長官は、此等の基本規定の内容を審査し、之に基きて設立の許可を決定するものなれば、組合設立者は、慎重審議して、地方の事情に適切なる定款を作成せざるべからず。

●最初組合の設立を企て定款を作成して設立の許可を申請する者ないふ。

定款に記載すべき重要な事項は、(一)組合の目的 (二)名称 (三)組織 (四)事務所 (五)出資一口の金額及び其の拂込方法 (六)第一回拂込金額 (七)剰餘金處分及び損失分擔に關する規定 (八)準備金の額及び其の積立の方法 (九)組合員たる資格に關する規定 (一〇)組合員の加入及び脱退に關する規定 (一一)組合の目的たる事業の執行に關する規定 (一二)存立時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由 (一三)信用組合の區域に關する規定とす。但し定款に此の他の事項をも規定することを必要とするものあり、例へば理事監事の人員及び任期、通常總會の開期、決議の方法等の如き是れなり。尙此等定款の規定事項につきては、卷末の定款例を参照すべく、之と同時に充分其の規定の意義を明かにすべきなり。

定款の變更

定款は組合の基本規定にして、組合設立者一同の合意より成立するものなり。故に之を變更するには、理論上總組合員の同意を必要とすべきこと論を俟たず。然るに業務及び種々の事情より定款の條項を變更するの必要なること往々之なしとせず。此の場合

●出席せざる組合員の委任状をも計算す。委任状には凡て二銭の印紙を貼用せざれば無効なり。

●組織變更、出資一口の金額を減少するときは特別の手續を要す。組合法第四十條、四十一條及第六十八條参照。

合に一條項を變更するにも總組合員の一致を必要とし、一人の不同意あるも其の目的を達するを得ずとせば、處理上の不便尠からず。故に組合法は、總會に於ける決議に依りて定款の變更をなすことを許せり、然れども重大事項なるを以て、特に手續を鄭重にし、總組合員の二分の一以上出席し、其の議決權の四分の三以上の同意あることを必要とせり。尙定款の變更は、總會の決議を經地方長官の認可を受くるを要し、其の變更したる事項が登記事項なるときは、變更登記の必要あり。

五 産業組合の登記

産業組合は無形體にして而も權利を有し、義務を負ふものなれば、其の存在を世人に公示するの必要あり。故に組合は其の設立

●主たる事務所以外に従たる事務所を設けたるときは各事務所々々所在地を管轄する裁判所に於て別々に設立登記を爲す。

●此の記載事項に變更ありたるときは便利の取扱法あり。定款第十三條を見よ。

●定款の變更申名稱又は目的の變更の場合の如し。

の許可後、組合員の出資第一回の拂込終りたる日より二週間以内に、各事務所所在地に於て設立の登記をなさざるべからず。

- 登記事項は (一) 組合の名稱 (二) 組織 (三) 事務所 (四) 目的 (五) 設立許可の年月日 (六) 出資一口の金額 (七) 出資拂込の方法 (八) 理事監事の氏名住所 (九) 存立の時期又は解散の事由なり。

●組合は設立の登記を申請すると同時に、組合原簿を主たる事務所所在地を管轄する裁判所に差出すことを要す。

- 組合原簿の記載事項は (一) 出資總口數 (二) 拂込たる出資の總額 (三) 保證責任組合に在りては、各組合員の氏名住所及び保證金額 (四) 無限責任組合に在りては各組合員の氏名住所なり。此の原簿記載は登記と見做さる。

●上記の登記事項及び記載事項に變更を生じたるときは、二週間内に變更の手續を爲さざるべからず。登記事項にして官廳の許可を要するものは、許可書の到着後二週間内に此の手續を行ふべし。

- ① 此の場合に代理を證すべき委任狀を要す
- ② 組合登記に關する全部の寫しのことなり
- ③ 登記事項中必要なる事項のみの寫しなり
- ④ 登記簿又は登記事項中に變更なきことの證明書の如し。
- ⑤ 株式につき地方長官の告示あるときは之に依るべし。
- ⑥ 事務所二以上あるときは、主たる事務所所在地の郡長を経由すべし。

登記の申請人は、本人又は代理人にして、裁判所に出頭し、其の申請を爲すを要す。登記事項は何人と雖も成規の手續を経て申請すれば、之を閱覽することを得。又登記簿の謄本抄本及び登記事項に關する證明書の下附を申請することを得。

六 設立の手續

産業組合の設立者が其の設立の必要なる所以を明かにし、同意者の議亦愈、設立に決せば、定款を作りて、之に産業組合設立許可申請書を添へ、郡長を経由して其の地方長官に差出すべし。而して定款に(一)信用組合の區域を一市町村以上に互りて定めたるとき、(二)出資一口の金額を五十圓以上となしたるとき、又は(三)事業年度を曆年に依らずに定めたるときは其の事由書を定款に添付するを要す。地方長官より許可の指令ありたる時は茲に組合は成立し、設立者は組合員となり、定款を以て定めたる理事及び監事は夫

- ⑦ 町村内又は附近町村の組合名を記入すべし。若し町村内に組合なきときは何故に組合の設立なきかにつきて記入すべし。

定款例第三十六條乃至第四十一條を見よ。  
信用組合の貸付の目的

夫其の職務に就く。かくて組合の理事は定款の規定に従ひ、遲滯なく各組合員をして出資第一回の拂込を爲さしめ、其の拂込終りて設立の登記を爲し、組合は茲に完全なる法人となるなり。

組合設立の事情、設立年月日等左の如し。

- 一 設立の事情
- 二 設立許可の年月日
- 三 重なる設立者

四 事業の經營

産業組合の事業は、組合の種類に依りて異なるを以て、左に之を説明すべし。

信用組合 信用組合の事業は、貸付と貯金となり。貸付は普通の銀行其の他のものとは異り、組合員の事業經營上の利便を増し、

其の利益を増加し、以て其の生活の基礎を鞏固ならしめ、家計を良好ならしむる爲めなれば、其の用途は必ずや事業經營上に必要なものたらざるべからず。

信用組合の特色たる無擔保貸付の簡便に行はるゝ所以

信用組合は通常一町村又は大字を以て區域となすを以て、理事及び組合員は日常互に相知り合ひ、相互の性質をも了解し、平素の心掛をも知り、着實勤勉に事業を經營するや否や、組合より借入れたる資金は之を用途通りに使用するや否やをも監視し得べきが故に、貸付は最も簡便に行はれ、且信用の程度以内に於ては原則として無擔保なり。

定款例第二十八條乃至第三十一條を見よ。

信用程度

無擔保貸付を行ふには、豫め各組合員の信用を調査し置くこと必要なり。多くの信用組合には、理事の外に信用評定委員ありて、組合員の平素の心掛、勤勉、技能、節儉、健康、資産等の標準を設け、組合員毎に評點又は等級を付し、各組合員の信用程度を定む。されば組

① 借け者は勤勉家となり、放蕩兒は節儉となり、暴飲者は飲酒を止めて謹慎家と化し、嘗て茶屋酒に浸りし者は今は熱心なる説教の聽衆となり、目に一丁字なき者も文筆を知るに至れりといふ。(伊太利信用組合の効果)

貯金奨励の必要

合員は自然に平素の行狀を慎し、熱心本業に従事し、約束は必ず之を履行して信用を高め、以て資金必要の際に於ては、最も手軽に貸附を得るやう精進努力することとなり、茲に信用組合は地方民風の作興と事業改善の上とに一種微妙の働を爲す。貸附金の期限は通常一年以内とし、利子は成るべく低利となすべし。蓋し組合は利益を得んが爲めに貸附をなさず、組合員の事業上の便益を圖ることが主眼たるが故なり。然れども組合員は、其の利子の低下よりも組合貸附の便宜と其の趣旨を忘れず、期限通り元利返済を怠るべからず。信用組合の主目的は貸附にあれども、其の貸附に仕向け得る資金潤澤ならざれば此の目的を達し得べきに非ず。されば信用組合は、拂込出資金及び積立金を多くするの外大に貯金の奨励を行ひ、借入金の心配をなすことなくして組合の目的を達する様努むべ

信用組合は最も確實なる貯蓄機關なり。

きなり。  
又信用組合の貯金は、其の地方の爲めに地方の資金を活用するの趣旨なれば、組合の理事は其の地方の民情を察し、最も適當なる貯金方法を定め、勤儉貯蓄の美風を涵養して出来るだけ多くの貯金を集むべく、組合員も亦簡便に利用し得る組合の爲め、又地方發達の爲めに厘毛の微と雖も組合に貯金をなし、資本の蓄積を計ると共に、資金に乏しき他の組合員に貸與する資本を増し、組合員相互幫助の實を擧ぐる心掛肝要なり。

貯金の利子は地方の事情によりて異りと雖も、郵便貯金又は銀行預金の利子よりは少しく高歩なるを普通とす。

大正二年度信用組合(兼營組合を含む)の事業の概況左の如し。

貸付金	調査組合數	金額	件數	一組合平均	一件平均	一組合員平均
貸付高	一	八四三、四五、五八、 <sub>円</sub>	一、二二、九、五五	一〇、六、九、四、三、六、 <sub>円</sub>	六、九、四、七、九、 <sub>円</sub>	八、六、四、二、 <sub>円</sub>

償還高	七、八、七、	四、六、四、三、五、五、 <sub>円</sub>	六、三、〇、三、〇、一、	五、八、九、一、五、七、	七、三、七、一、六、
年度末現在高	一	三、七、八、八、九、七、五、	五、八、三、六、六、四、	四、八、〇、三、〇、九、	六、四、九、〇、四、

貯金	調査組合數	金額	人員	一組合平均	一組合員平均
貯金總高	一	六、三、五、九、二、八、六、九、 <sub>円</sub>	一	八、〇、六、二、九、九、 <sub>円</sub>	一
拂戻高	七、八、七、	四、〇、八、八、七、〇、〇、四、	一	五、一、八、四、一、〇、一、	一
年度末現在高	一	二、二、七、〇、五、八、六、五、	六、三、九、八、四、四、	二、八、七、八、八、九、	三、五、四、八、七、

●定款例第四十二條乃至第五十三條を見よ。  
販賣組合の目的

●販賣組合 販賣組合事業の目的は、組合員の生産物を組合に集め、其の品質を整へ、數量を纏め之に加工し又は加工せずして成べく高價に販賣し、以て組合員の利益を増加せしめんとするに在り。組合員の生産物は、組合に於て代價を定め買ひ取りて之を販賣することもあるが、組合員の委託を受けて販賣するもの多し。後者の場合には組合員の希望に依り時價の八割以内の假渡を爲し

●陸軍糧秣廠師團を主とす。  
其の他の官衙にも隨意契約（競争入札に依らざることなり）に依りて賣却することを得。

之を販賣したる後手数料歩合金等を差引きて精算を爲すものとす。販賣先は信用の確實なる大商店會社軍隊購買組合等より選ぶべし。賣却代金及び販賣時期の決定は販賣組合の最も重大なる事項なれば組合の理事は常に市場の狀況に注意を拂ひて最善の力を效すべく組合員は理事者を信頼すべく販賣の時期又は賣價の指定を爲し以て商機を逸せしむる様のことあるべからず。販賣組合の加工は取扱物品に依りて異り。組合員より集めたる玄米を精白して販賣するが如きは其の一例にして之か爲に地方に仕事を増し糠を残して肥料の供給を多くし農産物の價を増すの利益あること多し。其の他各種の加工を爲す場合にも畧同様の利益あり。

大正二年度販賣組合兼營組合を含む事業の概況左の如し。

販賣物品の種類	販賣價額	販賣物品の種類	販賣價額	備考
---------	------	---------	------	----

生	一六、四九二、四〇一	麥	九七、一七七	一組合平均
米	三、〇二、七五九	蔬菜及果實	九〇、三二七	七、八二六、九七
織物	二、九六、六三三	其他	五、八三八、四六五	一組合員當販
水産物	九五、六二二	計〔調査組合數〕	三、〇四九、〇七四	賣高 六四、一九三
			一七六	

●定款例第五十四條乃至第六十一條を見よ。  
購買組合の目的

●購買組合 購買組合の事業の目的は、組合員の事業用品及び生計用品を成るべく安價に購入して、之を組合員に賣却し、以て組合員の事業の利益を増し、生計の費用を節約せしむるにあり。購買組合に於て取扱ふ物品の種類は、各地方の實狀に應じ最も適當と認むる物を選定し、最初は成るべく其の種類を少なくし、組合事業の經驗を増すと共に漸次其の事業を擴張するを可とす。組合取扱の物品は理事の見込により購入するものと、組合員の注文により購入する場合とあり。何れにしても其の購入に際しては、能く其の良否を鑑別し、品質優良、價額低廉なる物品を仕入れ、組

地方に於ける普通の賣買相場なり。  
掛賣は組合員の經濟を亂すの基なり。

合員をして常に組合を信賴する念慮を強からしむるを要す。物品を賣却するには、其の日用品は組合の賣店にて引渡し、事業用品は右の賣店又は便宜の場所を指定して受取らしむるを可とす。日用品の賣價は、市價に依りて定むるを原則とすべきも、事業用品は成るべく低廉ならしむるも可なるべし。物品引渡の際は現金賣を原則とすべし。但し肥料・種苗の如き事業用品は組合員の事情により六箇月又は一箇年間以内に限り延納を許すも可なるべし。購買物品の種類によりては原料の儘購入して之に加工したる上組合員に分配する方利益あることあり。其の場合には、相當加工場の設備を必要とするは勿論なり。

大正二年度購買組合(兼營組合を含む)の事業の概況左の如し。

産業用品目	其の賣上高	生計用品目	其の賣上高	合 計	一組合平均	一組合平均
肥料	九、七九八、五九六	穀物(米麥雜穀)	三、二五五、二八九			

農 具	一、二、八九〇	酒	一、三〇九、〇七〇	調査組合		
種 苗	五〇、一八二	鹽	五〇、一五三	五、九七〇		
蠶具及蠶種	四、七九五	石	四、五七、六四			
其 他	六、三三七、二七九	其 他	三、七六、三四			
計(調査組合)	一、五、七四〇、七四二	調査組合	三、七六、三四	二、五、〇四一、五三三		
			九、三〇〇、七九〇	四、二、四、五三二		
				三、六、三三二		

定款例第六十二條乃至第六十六條を見よ。  
生産組合の目的

加工

使用

生産組合 生産組合の事業の目的は、組合員の生産上の便宜を圖るために、其の生産物に加工し、又は組合に事業上必要な設備を爲し組合員に使用せしむるにあり。  
加工は組合の設備を以て組合自ら組合員の生産物に加工し之を組合員に返戻するものにして、例へば水車場を設け、組合員の玄米を白米となすが如し。此の際組合は組合員より加工料を徴収するものとする。

使用は事業經營上必要なる土地、建物、器具、機械の如き一個人の力



① 會頭に我が國に於ける産業組合の普及を稱せらるる子爵平田東助氏なり。

② 支會なきは北海道、東京、沖縄のみなり。

③ 行政上の監督には農商務大臣、地方長官及部長之に當り、司法上の監督には裁判所之に當る。

く、其の事業も略産業組合と同じ。  
産業組合中央會は産業組合及び産業組合聯合會の普及發達及び連絡を圖る目的を以て設立し、産業組合及び聯合會の設立の獎勵、斡旋、指導、表彰、聯絡、講習、講話、調査、質疑、應答、會報及び書籍の發行、其他組合事業の發達に必要な事業を行ふ。  
中央會は全國を通じて一個にして、組合聯合會及び同會の趣旨を賛成したる者を會員とす。尙同會の目的を達する爲めに各府縣に支會を設く。

### 六 組合の監督及び特典

産業組合は多數の組合員及び組合と取引を爲す者に對し種々の關係を生ずるものなれば、國家は之を監督して組合本然の目的を達せしめ、且組合員の利益を保護する爲め、組合の理事、監事が登

④ 法令に違反せる行爲者より國家の徵收するものにして科料とは異り、後者は違警罪の刑罰なり。

⑤ 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益に関する法人のことなり。

⑥ 購買組合より關係官衙に申請するときは指定せらる。

記を怠り、又は不正の登記を爲し、官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隱蔽し、命ぜられたる報告を爲さず、検査を拒み又は監督官廳の命令處分に從はず、組合の目的以外の營利事業を營むなど法規違反の行爲を爲したるときは、五圓以上三百圓以下の過料に處せらる。

産業組合は組合員の自助と相助とに依りて其の事業の利益を増進し、其の經濟の發達を圖るの制度なることは已に之を述べたり。然るに組合事業の發達を圖ることは、個人の利益たると共に國家社會の爲めに頗る望まじきことなるを以て、國家は組合に對し種種の特典を與へたり。即ち營業稅及び所得稅を免除し、登録稅は公益法人と同様の低額とし、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び府縣農工銀行は夫々法律の規定に依り、産業組合に無抵當貸付を爲し、政府は郵便貯金の一部を以て低利資金を融通し、購買組合は鹽

第二十七頁参照  
尙成績良好の組合に  
は契約保証金を要せ  
ざる取扱もあり。  
町村内の組合又は最  
も近き町村に在る良  
好なる組合につき調  
査して記入す。

小賣人の指定を受け、販賣組合(聯合會も然り)は隨意契約を以て政  
府に其の需要物資を納入するを得べし。  
組合事業の最近状況左の如し。

前年度 越 高	金 付 貸		金 貯		金 入 借		前年度 未現在 高	本年度 未現在 高	本年度 未現在 高	本年度 未現在 高	備 考
	貸 付	償 還	貯 金	拂 戻	借 入	返 金					
											貸付金利率 主たる用途
											貯金の種類
											貯金利息
											借入先
											物品の種類

産 業 用 品	生 計 用 品	購 買 品		仕 入 先
		賣 却 高	計 生	
				物品名
				設備物件
				貸付物件名

本組合の效果  
將來改良を要する點  
加入の聯合會名

七 定 款 例

四種の目的を兼ねたる一組合を假想し、定款例を掲ぐ。然りと  
雖も、町村内又は附近に組合あらば、本書及び本定款の規定並に説  
明と比較對照して、其の組合定款の規定を了解すること必要なり。  
無限責任豐葦原信用販賣購買生産組合定款

本書及び定款例の説  
明を参照して、町村  
内又は附近組合の定  
款に依りて本書の説  
明を爲すときは尙適  
切なるべし。

●農業者の外に商工・林業・漁業者も組合員として産業なる文字を以てすべし。  
 ●組合員の生産物を買取るときは委託受託の取扱いを要すべし。  
 ●農産物の加工する場合は加工シタル農産物ニ加工シタルハ加工セスシテ云々ト爲すべし。  
 ●生計に必要な物品の取扱を爲さざることを削除すべし。  
 ●大豆・稻・麦・粟等の名を組合員が得たる農産物の加工する場合は加工シタル農産物ニ加工シタルハ加工セスシテ云々ト爲すべし。  
 ●組合員が得たる農産物の加工する場合は加工シタル農産物ニ加工シタルハ加工セスシテ云々ト爲すべし。  
 ●組合員が得たる農産物の加工する場合は加工シタル農産物ニ加工シタルハ加工セスシテ云々ト爲すべし。  
 ●組合員が得たる農産物の加工する場合は加工シタル農産物ニ加工シタルハ加工セスシテ云々ト爲すべし。

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的ト爲ス  
 一、組合員ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト  
 二、組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル農産物ヲ販賣スルコト  
 三、農事及生計ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ニ加工シ又ハ加工セスシテ組合員ニ賣却スルコト  
 四、農事ニ必要ナル物ヲ備ヘ之ヲ組合員ニ使用セシムルコト  
 本組合ハ加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フ

第二條 本組合ハ無限責任豊葦原信用販賣購買生産組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ無限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ東京府荏原郡豊葦原村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ東京府荏原郡豊葦原村百二十五番地ニ置ク

第六條 組合員タル者ハ本組合ノ区域内ニ住居シ勤勉ニシテ徳義ヲ守リ且獨立ノ生計ヲ營ム農業者ニ限ル加入豫約者ノ資格亦同シ

第七條 組合員又ハ加入豫約者ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 組合員ノ持分ハ拂込出資額ニ應シ算定ス組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資口數ニ應シ之ヲ算定ス

●名稱には組織と目的とを示す文字を用ふ。  
 ●組合員の組合債権者と對する關係を組織と稱す。第七頁を見よ。  
 ●信用組合の區域は市町村以內に定めらる。但し特別の事情あるときは地方官の許可を得て此の區域に依らざることを得。信用組合以外の組合に於ては法律上の組合を規定する必要な定めを規定する。可とする。  
 ●自然人の住所に當る從つて此地に必要なる事務所なるが此の外に事務所及組合員支店の如きは之を設くるべし。  
 ●挿入事項の三字を本組合ノ事務所ニ記す。政區及び番地を記すべし。

第二章 出資及準備金

第九條 出資一口ノ金額ハ金拾圓トス

第十條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金壹圓トス

第十一條 一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資一口毎ニ左記各號ノ一ニ依リ出資ノ拂込ヲ爲スモノトス  
 一、毎月末金拾錢宛拂込ムコト  
 二、毎年六月末及十一月末ニ金五拾錢宛拂込ムコト  
 三、第一回拂込後一箇年內ニ全額ヲ拂込ムコト

第十二條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス過怠金額貳錢以下ナルトキハ貳錢トス

第十三條 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額ノ變更ニ付テ爲スヘキ産業組合原簿ノ記載ノ變更ハ毎年十二月三十一日ニ取纏メテ其ノ後二週間內ニ之ヲ爲スモノトス

第十四條 準備金ノ額ハ參萬五千圓トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス但出資總額カ參萬五千圓ヲ超エタルトキハ準備金額ハ之ヲ出資總額迄トス

第十五條 加入金、増口金、過怠金及第七十八條ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス

第十六條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シ仍殘餘アルトキハ特別積立金ト爲スモノトス

① 他人の厄介にならず  
 ② 自らの力にて生計を  
 ③ 營む者なむ  
 ④ 農工業者等をも加入  
 ⑤ せしむる組合に於て  
 ⑥ は農業の二字を省く  
 ⑦ べし  
 ⑧ 目的の二以上を同一  
 ⑨ 目加入するときは組合  
 ⑩ 分に其の本務を盡す  
 ⑪ ことを得ざる規定を設  
 ⑫ けたるなり  
 ⑬ 組合財産(拂込済出  
 ⑭ 資金、積立金、寄附財  
 ⑮ 産等)より成る如何の  
 ⑯ 標準を有するものな  
 ⑰ る組合財産に對する  
 ⑱ 組合員對するは此の  
 ⑲ 組合員對するは此の  
 ⑳ 組合員對するは此の  
 ㉑ 組合員對するは此の  
 ㉒ 組合員對するは此の  
 ㉓ 組合員對するは此の  
 ㉔ 組合員對するは此の  
 ㉕ 組合員對するは此の  
 ㉖ 組合員對するは此の  
 ㉗ 組合員對するは此の  
 ㉘ 組合員對するは此の  
 ㉙ 組合員對するは此の  
 ㉚ 組合員對するは此の  
 ㉛ 組合員對するは此の  
 ㉜ 組合員對するは此の  
 ㉝ 組合員對するは此の  
 ㉞ 組合員對するは此の  
 ㉟ 組合員對するは此の  
 ㊱ 組合員對するは此の  
 ㊲ 組合員對するは此の  
 ㊳ 組合員對するは此の  
 ㊴ 組合員對するは此の  
 ㊵ 組合員對するは此の  
 ㊶ 組合員對するは此の  
 ㊷ 組合員對するは此の  
 ㊸ 組合員對するは此の  
 ㊹ 組合員對するは此の  
 ㊺ 組合員對するは此の  
 ㊻ 組合員對するは此の  
 ㊼ 組合員對するは此の  
 ㊽ 組合員對するは此の  
 ㊾ 組合員對するは此の  
 ㊿ 組合員對するは此の

特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニヨリ之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得  
 第十七條 準備金及特別積立金ニ相當スル金額ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得  
 第三章 組合ノ機關  
 第十八條 本組合ニ理事三名監事二名ヲ置ク  
 理事ハ組合長一名ヲ互選ス  
 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム  
 第十九條 理事ノ任期ハ四箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但再選ヲ妨ケス  
 組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ  
 補缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス  
 理事及監事ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス  
 第二十條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ補缺選舉ヲ爲スモノトス  
 總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補缺選舉ヲ爲スコトヲ要ス  
 第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス  
 通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク

① 出資一口の金額は五  
 ② 十以上を要す均一  
 ③ 責任を要す均一  
 ④ 責任を要す均一  
 ⑤ 責任を要す均一  
 ⑥ 責任を要す均一  
 ⑦ 責任を要す均一  
 ⑧ 責任を要す均一  
 ⑨ 責任を要す均一  
 ⑩ 責任を要す均一  
 ⑪ 責任を要す均一  
 ⑫ 責任を要す均一  
 ⑬ 責任を要す均一  
 ⑭ 責任を要す均一  
 ⑮ 責任を要す均一  
 ⑯ 責任を要す均一  
 ⑰ 責任を要す均一  
 ⑱ 責任を要す均一  
 ⑲ 責任を要す均一  
 ⑳ 責任を要す均一  
 ㉑ 責任を要す均一  
 ㉒ 責任を要す均一  
 ㉓ 責任を要す均一  
 ㉔ 責任を要す均一  
 ㉕ 責任を要す均一  
 ㉖ 責任を要す均一  
 ㉗ 責任を要す均一  
 ㉘ 責任を要す均一  
 ㉙ 責任を要す均一  
 ㉚ 責任を要す均一  
 ㉛ 責任を要す均一  
 ㉜ 責任を要す均一  
 ㉝ 責任を要す均一  
 ㉞ 責任を要す均一  
 ㉟ 責任を要す均一  
 ㊱ 責任を要す均一  
 ㊲ 責任を要す均一  
 ㊳ 責任を要す均一  
 ㊴ 責任を要す均一  
 ㊵ 責任を要す均一  
 ㊶ 責任を要す均一  
 ㊷ 責任を要す均一  
 ㊸ 責任を要す均一  
 ㊹ 責任を要す均一  
 ㊺ 責任を要す均一  
 ㊻ 責任を要す均一  
 ㊼ 責任を要す均一  
 ㊽ 責任を要す均一  
 ㊾ 責任を要す均一  
 ㊿ 責任を要す均一

臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク  
 一、理事カ必要ト認メタルトキ  
 二、監事カ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ態アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル爲メ必要ト認メタルトキ  
 三、總組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ召集ヲ請求シタルトキ  
 第二十二條 總會ノ召集ハ少クとも五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ通知スルコトヲ要ス  
 前項ノ通知書ニハ召集者之ニ記名スルコトヲ要ス  
 第二十三條 總會ハ總組合員ノ半数以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開キ決議ヲ爲スコトヲ得ス  
 第二十四條 總會ノ議長ハ第二十一條第三項第二號ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル  
 第二十一條第三項第二號ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ召集シタル監事又ハ監事ノ一人之ニ當ル  
 總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得  
 第二十五條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス  
 第二十六條 總會ニ於テハ決議ヲ作リ會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス  
 決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス  
 第二十七條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム  
 第二十八條 本組合ニ信用評定委員五名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

① 出資拂込の義務は組合員の重大義務の一なるが故に制戒を設けて拂込の滞りなく行はれんことを期したるなり。

② 過剰金の最低額を定め且計算の便宜に依るは、是れ以下に計算困難なればなり。

③ 組合簿記載の便宜を圖る爲め必要なり。

④ 本組合に於ては将来を有するに至らば充分の活動を爲すに足るべきを以て之を目的として積立てんとす。然れども準備金の額は法律上出資總額を下るを得ざるが故に萬一の場合に備へんが爲に但書を設けたり。

⑤ 手数料として新加入者より徴收す。

⑥ 出資口数を増加したる者より徴收す。

⑦ 持分より拂込出資金額を差引きたるもの

信用評定委員ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス

第二十九條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十條 信用評定委員ハ二月及七月定會ヲ開キ各組合員ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

信用程度表ハ理事之ヲ管理シ理事、監事及信用評定委員ノ外閱覽スルコトヲ得サルモノトス

第三十一條 理事、監事及信用評定委員ハ名譽職トス但理事ノ一人ヲ有給ト爲スコトヲ得

理事、監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十二條 本組合ニ技術員及書記ヲ置キ理事之ヲ任免ス

技術員ハ理事ノ指揮ヲ承ケ技術上ノ事務ニ從事ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四章 事業ノ執行

第三十三條 本組合ノ事業年度ハ毎年二月一日ニ始マリ翌年一月三十一日ニ終ル

第三十四條 組合ノ餘裕金ハ本組合ノ加入セル保證責任東京府信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外他ニ之ヲ預入ル、コトヲ得ス

第三十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

信用事業ノ部

第三十六條 組合員カ貸付ヲ請求シタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ金額及其ノ方法ヲ定ムルモノトス

① 法律上當然準備金に積立つべきものなれば總額參萬五千圓となるも尙積立つるものトス。

② 第一頁より第一二頁を見よ。

③ 本規定は準備金及特別積立金の保管に關するものなり。

④ 最も確實にして基礎を固くし。

⑤ 國家の借入金證書に於て最も確實なるものなり。

⑥ 第一三頁以下第一六頁迄を見よ。

⑦ 理事又は監事の任期切れたる際、後任者を選任するに當り、後任者を選任するに當り、此の規定を必要なり。

⑧ 事業年度(第三三條)の定め方に依りて一月にても可なり、一月にても可なり、一月にても可なり。

⑨ 區域小なる組合にては回章にて可なり。

第三十七條 貸付金ノ辨濟期限ハ一箇年内ニ於テ之ヲ定ム但特別ノ事由アルトキハ三箇年内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十八條 貸付金ノ辨濟ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第三十九條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ組合員ニ對シ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十條 貯金ハ一回金一錢以上トス

加入豫約者ノ貯金ハ一人ニ付投資一口ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

貯金ノ利息ハ毎年六月末及十二月末ノ兩度ニ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第四十一條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年一割以下

二、貯金ニ付テハ年七分以下

販賣事業ノ部

第四十二條 本組合ニ於テ取扱フ物品ハ左ノ如シ

一、米、麥、雜穀

二、果物、蔬菜

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル農産物

第四十三條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ組合ニ委託セスシテ前條ノ物品ヲ賣却スルコトヲ得ス

第四十四條 理事ハ適宜ノ時期ニ於テ各組合員ノ生産物ニ付報告ヲ徴シ又ハ必要ナル調査

① 招集者なる理事又は監事の氏名を記載すべし。  
 ② 一人一票なれば、一人は四人までにして、其の代理人と共に五人とせざるなり。計算の便宜に依る。  
 ③ 總會の議事の主要な記録したるものにして、組合の主要書類なり。  
 ④ 理事に關する詳細の規定なり。  
 ⑤ 信用組合に限りて必要なる機關なれども、小組合には必要ならざるべし。補助機關又は任意機關の一なり。  
 ⑥ 組合員の信用の程度を調査し其の貸付金額の限度を定めたる表なり。  
 ⑦ 理事の一人に給料を規定するに必要あり。  
 ⑧ 主として販賣組合に於て必要あり。検査人を置くことあり。

- ⑨ 前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付金參錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ仕拂フコトヲ要ス
- ⑩ 第四十八條 本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ物品ノ代金ニ付總會ノ定メタル歩合金ヲ徴收ス
- ⑪ 第四十九條 一個月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ組合ニ於テ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ラス毎月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員ノ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス
- ⑫ 假渡ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算ヲ爲スモノトス
- ⑬ 第五十條 物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサル物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等ノ物品ノ代金中ヨリ先其ノ代金ヲ配分スルモノトス
- ⑭ 第五十一條 受取物品中組合ニ於テ調製、俵裝其ノ他特別ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徴シ代金配分ノ時之ヲ差引クモノトス
- ⑮ 前項ノ手数料ハ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム
- ⑯ 第五十二條 本組合ハ鐵道院澁谷驛附近ニ倉庫ヲ置ク

① 前年に依るを原則として農業者なるを以て前年に比し一月後れとなせるなり。  
 ② 信用組合のみの場合に此の條項のみにて可なり。  
 ③ 何等の定めなきときは商法の法定利率即ち遅延利息は年六分と看做さるべし。  
 ④ 貸付金を有用に利用せしめ且つ貸付の安全を期する爲なり。  
 ⑤ 販賣組合ならば此の事項のみにて可なり。  
 ⑥ 組合は組合員の組合を興ふる如きこととを組合員に於て勝るが故なり。  
 ⑦ 理事は組合員の供給能力を知り置くことと組合經營上重要事項なるが故なり。

- ⑰ 第五十三條 物品受取後ノ危険ハ本組合ノ負擔トス  
購買事業ノ部
- ⑱ 第五十四條 本組合ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ  
 一、肥料、種苗、農具、蠶種、病虫害防除用藥劑  
 二、食鹽、石油、紙  
 三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物品
- ⑲ 第五十五條 組合員ハ組合ノ承認ヲ經ルニ非サレハ組合外ヨリ前條ノ物品ヲ購入スルコトヲ得ス
- ⑳ 第五十六條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應シ第五十四條ノ物品ヲ便宜購入スルモノトス
- ㉑ 第五十七條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム
- ㉒ 第五十八條 理事ハ必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得
- ㉓ 第五十九條 組合員ハ組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス
- ㉔ 第六十條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ仕拂フコトヲ要ス但シ止ムコトヲ得サル事由アルトキハ六箇月ヲ超エサル期間ニ限り代金仕拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得
- ㉕ 前項但書ノ場合ニ於テハ百圓ニ付參錢以内ニ於テ理事ノ定メタル日歩ヲ徴收ス
- ㉖ 第六十一條 理事ハ代金仕拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得





327  
846

終

